AMERICAN EXPRESS

Marriott Bonvoy® アメリカン・エキスプレス®・カード

規定集

旅行傷害保険補償規定

グローバル・ホットライン規定

ショッピング・プロテクション補償規定

（よくお読みいただき、大切に保管してください。）

アメリカン・エキスプレス・インターナショナル, Inc.
〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

MBBAREG-07/23

旅行傷害保険補償規定

補償を受けられる人（被保険者）
この保険の補償を受けられるのは、カード会員ご本人様、配偶者様、およびカード会員様と生計を共にするご家族(※)となります。
※ご家族とは、カード会員の配偶者、家族カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族をさします。親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。
※カード会員様のお子様・ご両親などがお勤めされている場合、生計を共にする家族とならない場合があります。

補償される場合
＜国内旅行の場合＞
国内を旅行中※1における、カードでチケットなどをご購入の公共交通乗用具※2にご搭乗中の事故（被保険者が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を当該クレジットカードにより支払った場合。あるいは、被保険者がカード会社を通じて予約を行い、かつ、その料金を当該クレジットカードにより支払った場合。いずれかに該当する場合に限ります）、ご予約の上、カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、またはカードで購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中※3の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。
※1 旅行中とは
宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でも、カードで公共交通乗用具のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。以下のような場合は旅行とはみなされません。
●通勤・通学中の事故
●日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故など
※2 公共交通乗用具とは
国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
●電子マネーのチャージ代・デポジット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料、タクシー代　など。
※3 募集型企画旅行に参加中とは
被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもって企画旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。
＜海外旅行の場合＞
ご旅行前に日本国内にてカードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージ・ツアーの料金をお支払いになられた場合、海外旅行を目的にご住居（日本国内）を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間の旅行期間を補償します。ただし、日本を出国した翌日から90日後の午後12時（24時）を限度とします。また、日本国内でのカードによる購入がなくても、出国後海外ではじめて被保険者が当該旅行中に利用する公共交通乗用具のチケット料金をカード会員がカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間補償されます。
※ 公共交通乗用具およびチケット料金の定義は国内旅行の場合と同様です。

事故にあわれたら
事故の日から遅滞なく下記通知先までご通知ください。

＜国内での事故通知先＞
アメリカン・エキスプレス・保険ホットライン
0120-234586（通話料無料 ／ 9：00 ～17：00 ／土日祝休）
（書類のご返送先／引受保険会社）
●国内旅行保険
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
損保ジャパン本社ビル 5 階
損害保険ジャパン株式会社
本店企業保険金サービス部
●海外旅行保険
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
損保ジャパン本社ビル 24 階
損害保険ジャパン株式会社
本店火災新種専門保険金サービス部

＜海外での事故通知先＞
「グローバル・ホットライン」センターにご一報ください。保険金請求の手続きをお手伝いいたします。「グローバル・ホットライン」センターの電話番号はアメリカン・エキスプレスのウェブサイトをご覧いただくか、メンバーシップ・サービス・センターまでお問い合わせください。
＊当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。
＊本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款及び特約条項の規定に基づきます。

旅行傷害保険のお支払いに関して

（注）配偶者、カード会員と生計を共にする親族の傷害死亡・後遺障害保険金は最高1,000万円の補償となります。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
国内旅行	**傷害死亡保険金**注 **（2,000万円）**	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	●被保険者または保険金受取人の故意による傷害。 ●ケンカや自殺行為、犯罪行為による傷害。 ●戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害。 ●国内旅行傷害保険においては、地震、噴火または津波による傷害。 ●被保険者の疾病、または心神喪失による傷害。 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で医学的他覚症状のないもの。 ●無免許・酒酔運転による傷害。 ●山岳登はん、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。 ●旅行前にすでに発生していた事故による傷害　など
	傷害後遺障害注 **保険金** **（最高2,000万円）**	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。傷害後遺障害保険金額 ×3%～100% = 傷害後遺障害保険金の額 （注）ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金が限度となります。	
海外旅行（補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております。）	**傷害死亡保険金**注 **（3,000万円）**	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。	
	傷害後遺障害注 **保険金** **（最高3,000万円）**	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。傷害後遺障害保険金額 ×3%～100% = 傷害後遺障害保険金の額 （注）ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金が限度となります。	
	傷害治療費用 **保険金** **（最高100万円）**	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けられた場合。	1回の事故・病気につき、事故の日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）からその日を含めて180日間に要した次の費用のうち現実に支出し、かつ引受保険会社が妥当と認めた金額を傷害・疾病治療費用保険金限度額の範囲内でお支払いします。 ① 治療・入院関係費など②入院または通院のための交通費③入院により必要となった国際通信費・身の回り品購入費（20万円を限度とします。ただし、身の回り品購入費については5万円限度）。 （注1）日本国内で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 （注2）海外で治療を受けられたとき、被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 （注3）日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災、保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が医療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 （注4）お支払いを立証する領収書の原本をご提出いただきます。	
	疾病治療費用 **保険金** **（最高100万円）**	① 海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限ります。 ② 海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、テング熱、顎口虫病、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。		●被保険者または保険金受取人の故意による病気。 ●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病気。 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 ●歯科疾病 ●旅行前にすでに発病していた病気。　など
	賠償責任 **保険金** **（最高3,000万円）**	海外旅行中、誤って、他人を死傷させたり、他人の財物（レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます）を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任はお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。 （イ）ホテルの客室ならびに客室内の動産（ただし、被保険者の居住施設内を除く） （ロ）住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産（ただし、被保険者の居住施設内を除く） （ハ）レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として会員が負担することによって被った法律上の損害賠償金をお支払いします。 （注）賠償金額の決定には事前に引受保険会社の承認を必要とします。	●心神喪失に起因する事故。 ●航空機、船舶、車両の所有・使用・管理に起因する事故。 ●会員の所有・使用・管理による不動産に起因する事故。 ●会員と第三者との間の損害賠償に関する約定により加重された賠償責任。 ●職務遂行に直接起因する事故。 ●親族に対する事故。　など
	携行品損害 **保険金** **（免責金額** **3千円／** **1旅行中最高** **30万円／** **年間限度額** **100万円）**	海外旅行中に、被保険者が所有し携行する身の回り品（カメラ、宝石、衣類など）が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。 （注）現金、小切手、クレジットカード、コンタクト・レンズ、各種書類稿本、設計書、図案、帳簿、運転免許証、商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等その他これに準ずる物などは対象となりません。	携行品1個または1対について10万円を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間中1年間の支払いの限度とします。鉄道・船舶の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券および旅行券の損害については5万円、パスポートの損害については旅券の再取得費用または渡航書の取得費用として最寄の在外公館所在地へ赴く被保険者の交通費、領事館に納付した再発給手数料および電信費を1回の事故について5万円を限度としてお支払いします。 （注）1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）はご自身で負担していただきます。	●公共団体の公権力の行使（TSA＊など） ＊Transportation Security Administration テロ防止のために機内預りのスーツケースなどが、公権力の行使により開けられた際の損害など ●携行品の瑕疵または自然の消耗。 ●携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れ後の盗難 ●被保険者本人以外が所有する携行品の損害（借用物や預り品など） ●山岳登はんやハンググライダーなど危険な運動を行っている間の当該運動に用いる用具。 ●液体の流出。 ●外来の事故に起因しない電気的事故。 ●携行品が居住施設内にある間に発生した事故。 ●保険の対象の機能に支障をきたさない損害　など
	救援者費用 **保険金** **（保険期間中** **最高200万円）**	海外旅行中に ①急激かつ偶然な外来の事故により遭難（行方不明を含みます）された場合。ただし、被保険者の生死が確認できた後に発生した費用は対象になりません。②傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。③病気により死亡された場合。④発病した病気がもとで旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けていた場合に限ります。⑤発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院された場合。	現地に赴く、被保険者またはその法定相続人の方が支出した次の費用を救援者費用保険金額の範囲内でお支払いします。現地とは、海外における事故発生地点または収容先を指します。① 捜索救助費用②現地との国際航空運賃など交通費（救援者3名まで）③ 現地および現地までの行程におけるホテルなど宿泊施設の客室料（救援者3名まで、1名につき14日分まで）④現地からの移送費用⑤渡航手続費および現地での諸雑費（20万円限度、入院治療に伴う諸雑費として傷害または疾病治療費用保険金が支払われるべき費用は除きます）。	●被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による事故。 ●危険な運動による事故。 ●無資格運転、酒酔運転・麻薬など使用中に生じた事故（無資格・酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます）　など

本誌の記載内容は2023年7月現在となります。

グローバル・ホットライン規定

サービスの名称
この規定に基づき提供されるサービスは、Marriott Bonvoy アメリカン・エキスプレス・カード会員に提供される＜グローバル・ホットライン＞と称し、これらを以下「サービス」と言います。

サービスの対象
この「サービス」は、日本在住の日本円で支払いをされる基本カード会員および家族カード会員に対して提供されます。また、日本国外を旅行される上記のカード会員に同行されるご家族（配偶者、お子様など生計を共にする親族。「生計を共にする」とは、健康保険証を共用しているか、税法上扶養関係にあること。）にも提供されます（以下「有資格者」とします）。
カード会員もしくは旅行中のカード会員に同行する有資格者がこのサービスを利用するには、カード会員のMarriott Bonvoy アメリカン・エキスプレス・カードが有効であることが条件となります。

サービスの概略
この「サービス」は、カード会員および有資格者なら海外で日本語により、24 時間 365 日いつでも、フリー・ダイヤルもしくはコレクト・コールで世界のほとんどの国でご利用になれます。
この「サービス」は、地域により、アメリカン・エキスプレスを代行する日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）によって提供されます。サービスの詳細は、次のとおりです。

- 旅行関連サービス
  - ・航空券の予約、発券の手配、予約の再確認、変更
  - ・ホテルなど宿泊施設の紹介、予約、取消
  - ・レンタカー／リムジン・サービスの案内、予約、取消
  - ・ローカル・ツアーの案内、予約、取消
- レストランの案内、予約、取消
- ゴルフ・コースの案内、予約、取消
- 主要都市でのミュージカル等のチケットの案内
- 天気予報
- パスポート、査証、予防接種等についての案内
- 最寄りの日本大使館、領事館の案内
- カード紛失・盗難の処理、再発行の手続き
- パスポート、所持品の紛失・盗難時のサポート
- フラワー・デリバリー・サービスの手配
- その他のカードに関する問い合わせ
- 電話による簡単な通訳サービス（ビジネス等の場合を除きます。）
- 通訳派遣のアレンジメント
- 緊急メッセージの伝言サービス
- 医師、歯科医、病院、弁護士の紹介
- カードに付帯される海外旅行傷害保険の保険金請求のお手伝い

サービスご利用の場合の条件と制限事項
- ＜グローバル・ホットライン＞ センターへフリー・ダイヤルまたは、コレクト・コールをされる際には、カード会員番号が必要ですので、前もってご用意ください。また、連絡のための電話番号、正確な所在地も必要です。
- このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材、サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細につきましては、メンバーシップ・サービス・センター 0120-020120（通話料無料）まで、海外からは 81-3-6625-9100（コレクト・コール）へお問い合わせください。
- 電話による簡単な通訳サービスは、カード会員がその場にいる事が前提条件となります。メッセージの伝言サービスにはご利用いただけません。
- メッセージの伝言サービスは、緊急の場合、または何等かの理由で電話連絡がとれない場合などに限らせていただきます。また、業務上のご連絡には利用いただけません。
- アメリカン・エキスプレスは＜グローバル・ホットライン＞あるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為については責任を負いません。
- 海外旅行傷害保険の適用には、公共交通乗用具のチケットあるいは、パッケージツアーをMarriott Bonvoy アメリカン・エキスプレス・カードで購入されたことの証明が必要となります。売上票のお客様控えを大切に保管してください。
- 本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定のサービスは提供できません。
- 本規定が定めるサービス内容は予告なく変更される場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- トールフリーダイヤル、コレクトコールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金、コレクトコールやフリーダイヤルが利用できない場合の通信料金は会員様のご負担となりますのでご了承ください。

ショッピング・プロテクション補償規定

カード会員であるあなた（以下「あなた」といいます。）には、アメリカン・エキスプレス・カード（以下「カード」といいます。）を使って購入した商品（以下「商品」といいます。）の偶然な事故による損害について、商品購入日から 90 日間補償する保険がつきます。ただし、補償額はカード会員 1 名につき年間最高 200万円まで、またこの＜ショッピング･プロテクション＞全体で年間最高 10 億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）とアメリカン・エキスプレス・インターナショナル，Inc.（ 以下「アメリカン・エキスプレス」といいます。）が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

補償を受けられる人
この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エキスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。
（ご注意）この保険は、商品についての他の保険、共済等（以下「他の保険、共済等」といいます。）でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険、共済等がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン･エキスプレス･保険ホットラインまでご通知ください。他の保険、共済等からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

特典の譲渡禁止
この保険によりあなたが受ける特典は、損保ジャパンの書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパンの承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

補償期間
この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて 90 日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から 90 日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領した時から 90 日間の損害について補償されます。

補償の限度
損保ジャパンが補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品購入代金を限度として修理費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は、損保ジャパンの補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものからなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。
ただし、いずれの補償でも 1 回の事故について 1 万円の免責が適用されます。
（火災、落雷、破裂または爆発による事故、および修理不可能な損害の場合は適用しません。）

この保険による補償の対象とならない主な場合
(1) 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
　a. 会員または保険金を請求する方の故意
　b. 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
　c. 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
　d. 通常の使用による損耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかし（いわゆる不良品）に起因する損害
　e. 置き忘れ、紛失に起因する損害
　f. 運送中の破曲損
　g. 詐欺または横領
(2) 次に掲げる物は、補償の対象になりません。
　a. 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などあらゆる種類のチケット、その他これらに類するもの
　b. 動物および植物などの生物
　c. 船舶（注 1）、航空機および自動車（注 2）ならびにこれらに装着されている状態の付属物
　（注 1）ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。
　（注 2）自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
　d. 建物 (以下を含みます)
　　(a) 畳、建具その他これらに類する物
　　(b) 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
　　(c) 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
(3) 上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
　a. 意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
　b. 保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
　c. 保険の対象の電気的・機械的事故
　d. 商品以外の費用（商品購入に付帯して生じた配送費など）
　e. 合計カード購入金額が 1 万円以下の場合
　f. 保険の目的の平常使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

その他、補償内容の詳細については
アメリカン･エキスプレス･保険ホットライン
【0120-234586/ 通話料無料／ 9：00 から 17：00 ／土日祝休】までお問い合わせください。

損害発生の際の補償請求などについて

(1) 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エキスプレス・保険ホットライン（0120-234586 ／通話料無料／ 9：00 から 17：00 ／土日祝休／引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社）に連絡をとり「保険金請求書」を入手するとともに、手続きについてお問い合せください。

(2) 損保ジャパンより送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害を立証するため必要な書類（罹災証明、盗難届出証明（注）、修理見積書あるいは請求書、全損証明書など）を添えて損保ジャパン宛に遅滞なくご提出いただくことが必要です。
（注）盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはそれに代わるべき書類をご提出いただくことが必要です。

(3) 損保ジャパンは必要に応じて、損害を受けた商品を損保ジャパンの指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損保ジャパンの負担とします。また、損保ジャパンは現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

調査について

補償の対象に損害が生じた場合は、損保ジャパンが補償の対象等について調査することがあります。また、あなたまたは関係者に面談の協力を求める場合があります。

資料の提出および調査への協力について

損保ジャパンが書類もしくは証拠の提出、調査への協力を求めた場合、必要な協力をしなければなりません。

代位

損害が第三者の行為によって生じた場合において損保ジャパンがこの保険による補償を支払ったときは、損保ジャパンは損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

＊損害賠償請求権を代位取得した場合、損害賠償請求権の保全・行使、そのために必要な情報（第三者の氏名・連絡先を含む）の入手に協力しなければなりません。

損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。

準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行なわれたものであり、カード会員が損保ジャパンに対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エキスプレスに保管されております。

＊本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約の規定に基づきます。

＜事故のご連絡先＞
アメリカン・エキスプレス・保険ホットライン
0120-234586（通話料無料／ 9：00 ～ 17：00 ／土日祝休）
（書類のご返送先／引受保険会社内）
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
損保ジャパン本社ビル 5 階
損害保険ジャパン株式会社
本店企業保険金サービス部

本規定の内容は 2023 年 7 月現在となります。